

- 事業の実施体制に係る計画

⑧パイロットプロジェクトの準備

- 実施地域の選定基準の決定
- 実施地域の選定
- 優先開発コンポーネントの選択

<フェーズ 2> (39 か月)

①パイロットプロジェクト実施地域におけるベースライン調査

②パイロットプロジェクトの実施

- 農業開発：展示圃場を用いた新品種の普及、新規家畜の導入（ヤギ等）等
- 収入多角化：農畜産加工品の導入、手工芸品の製作・販売等
- 生活改善：改良かまどの導入、栄養改善講習等
- 支援体制：小規模金融の実施、住民組織化の促進等

③パイロットプロジェクトのモニタリング・評価

地域プロファイル（ベースラインデータ）をもとに、定期的にモニタリングを行い、計画内容の修正が必要であれば随時対応し、プロジェクトの評価を行う。なお、モニタリングに際しては、住民自らの視点を反映させるとともに、行政機関に対し、このようなモニタリング手法を習得させる。

④有用技術集の作成

開発コンポーネントに係る技術を取りまとめる。

⑤行動計画の策定

パイロットプロジェクトの結果をふまえ行動計画（案）を修正する

(2) アウトプット（成果）

- ① パイロットプロジェクトから得た教訓を通じ、中央乾燥地の貧困削減に向けた開発計画及び実施体制から成る行動計画が策定される。
- ② 各種調査・パイロットプロジェクトの実施による OJT を通して、カウンターパート・対象地域の普及員の事業計画・実施能力が向上するとともに、農民及び対象コミュニティの営農技術・生活改善能力が向上する。

(3) インプット（投入）：以下の投入による調査の実施

① コンサルタント（分野／人数）

分 野	人数	分 野	人数
総括／行政サービス／貧困削減	1	栽培／普及	1
畜産	1	農村インフラ整備／灌漑	1
生活改善	1	農畜産物加工／マーケティング	1
社会・経済／住民組織	1		

<p>② その他</p> <ul style="list-style-type: none"> • 研修員受け入れ（参加型村落開発、農産物加工、農協など） • 調査に必要な機材の購入
<p>5. 協力終了後に達成が期待される目標</p> <p>(1) 提案計画の活用目標 提案された計画が活用され、中央乾燥地において農村開発の事業化が進む。</p> <p>(2) 活用による達成目標 中央乾燥地において、農産物が増産される。また、所得機会が多様化し、農産物の増産とあわせ、収入が安定する。農民の衛生に対する意識が変化し、人々の健康状態が改善される。</p>
<p>6. 外部要因によるリスク</p> <p>(1) 協力相手国内の事情 政策的要因：農村地域、特に中央乾燥地の開発に対する優先順位の低下 社会的要因：プロジェクト対象外の村落住民による妨害 自然的要因：大規模な旱魃等の自然災害</p>
<p>7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮（注）</p> <p>第1フェーズのデータ収集作業においては、本調査のターゲットとなる貧困層の置かれた状況を明らかにするために、「地域プロファイル」を作成する。この過程では、貧困層の多様な生計維持方法を明らかにし、また可能な限りジェンダーごとの指数を収集することで、対象地域の現状を正確に把握することを目指す。</p> <p>第2フェーズにおいて実施するパイロットプロジェクトにおいては、住民の生活パターンをよく調査し、もともとの生計維持活動に負荷をかけすぎないようにプロジェクトの設計を行う。特に、当該地域においても他の諸国と同様に女性が生産活動・再生産活動の双方に従事している点に配慮し、適切な形での参加を促す。</p> <p>なお、自然資源の荒廃が進む対象地域において、現地の自然条件に最も適合する営農形態の導入により、土壌保全や植生の回復を促すように配慮する。</p>
<p>8. 過去の類似案件からの教訓の活用（注）</p> <p>(1) 経済構造調整支援開発調査 ミャンマーにおいては、2001年から2003年にわたり、「経済構造調整支援開発調査」が実施された。農業・農村部会においては、多岐にわたり調査がなされ、それまでの生産性の向上のみに焦点を当てた政策から、農家生計の向上に力点を移すことが謳われた。具体的には、「米供出制度の廃止」「農作物作付けの自由化」「農産品の販売・輸入自由化」「農作物の多様化」「農業金融の改善と強化」「農道、肥料、農業金融等の農業のための投資の促進」「農業研究と普及のよりよい連携」といった施策の必要性が指摘されている。本調査においては、経済構造調整支援開発調査による既存資料を最大限活用するとともに、提言された内容を踏まえた行動計画を策定する。</p> <p>(2) 行政と住民双方へのアプローチ 1997年から2002年にわたり実施された「インドネシア国南スラウェシ貧困対策支援村落開発計画」</p>

においては、行政（州政府や県議会）と住民、NGO といった多様な主体を開発のアクターとみなし、住民に近い地方行政と地域住民を連携させることで地域開発の活性化を図った。具体的には、住民に対しては、組織化を行ったうえで、普及員を通じた研修技術指導を実施し、住民の知識や技術力を向上させた。また、行政（県職員）に対しては、マニュアルやガイドラインを作成し、地域開発にかかる研修を実施した。その上で、両者をつなぐ試みとして、住民と行政が参加する会合を定期的に開催し、住民のニーズを行政が審査し事業化する仕組みを構築した。

また、2001年12月より5年間の予定で協力を行っている「ミャンマー連邦乾燥地共有林・普及計画」では、薪炭材不足と農地の土壌流亡に対応するため、地域住民による森林の造成・管理を行うよう共有林の設置を進めているミャンマー連邦政府に対し、普及を担当している政府職員に研修を行うとともに、地域住民に対しても、共有林の管理運営のための研修を実施し、制度の普及促進を図っている。

本件においては、タウンシップを地方行政の拠点とし、地域住民に対する支援と行政に対する人材育成とを並行して実施することで、地域開発のより効率的な展開を目指す。

9. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる指標

① 活用の進捗度

対象地域における貧困削減を目的とした農村開発事業の実施状況（事業件数、コンポーネント数、裨益住民数等）

② 活用による達成目標の指標

<農業開発>

- 農業生産性の向上率
- 農家所得の向上率

<農外収入>

- 農外所得の向上率
- 非農家の所得向上率

<生活改善>

- 世帯（女性、男性、子供）の労働内容の変化（就労時間等）
- 保健・衛生状態の変化（乳児死亡率等）

(2) 上記①、②を評価する方法及び時期

フォローアップ調査によるモニタリング（2010年度以降予定）

注）調査にあたっての配慮事項